

委員会提出議案第5号

紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及第7項並びに紀の川市議会会議規則（平成17年紀の川市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年11月27日

紀の川市議会議長 村垣正造様

提出者 紀の川市議会
議会運営委員会委員長 堂脇光弘

提案理由

議会議員の期末手当を改正するため。

紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

第1条 紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年紀の川市条例第42号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(期末手当の支給) 第7条 略 2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については <u>100分の225</u> とする。	(期末手当の支給) 第7条 略 2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については <u>100分の220</u> とする。

第2条 紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(期末手当の支給) 第7条 略 2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については <u>100分の220</u> とする。	(期末手当の支給) 第7条 略 2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については <u>100分の222.5</u> とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。